

3 情報公開運営審議会報告書

平成 21 年 2 月 26 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 藤 原 静 雄

第 13 期神奈川県情報公開運営審議会の審議状況について（報告）

神奈川県情報公開運営審議会は、第 13 期（平成 19～20 年度）の任期の満了を迎えるに当たり、これまでの審議状況を取りまとめ、報告いたします。

1 はじめに

当審議会は、神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号。以下「条例」という。）に基づき、情報の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議するため、知事から委嘱を受けた 16 名の委員によって構成されています。

今期は、「情報公開手続等の電子化」及び「営利目的による情報公開請求」について審議を行いました。審議の結果、「情報公開手続等の電子化」については、平成 20 年 3 月に別途中間報告書として提出し、「営利目的による情報公開請求」については、本報告 2 のとおりとなりました。なお、今期の審議の経過は、別紙のとおりです。

2 営利目的による情報公開請求について

（1）営利目的による請求の現状等

ア 本県の行政文書公開請求の件数は、平成 16 年度までは年間 5 千件前後で推移していましたが、平成 17 年度から 19 年度は、1～2 万件台と増加^{*1}しています。

請求件数が増加している原因としては、建築計画概要書に係る大量の請求をはじめとする営利目的と考えられる請求が、継続的に行われていることが挙げられます。建築計画概要書については、建築基準法により閲覧の手続が定めら

れていますが、同法には写しの交付に係る定めはありません。このように、他の法令等に写しの交付に係る定めがない制度についても、情報公開の手続きにより請求者に写しの交付を行う事例（例えば、宅地建物取引業の免許申請に係る書類など）が、少なからず見られます。

各実施機関では、明らかに営利目的といえる請求であっても、他の請求と同様に行政文書の写しの交付等に係る業務を行っています。しかし、建築計画概要書の請求等については、請求の対象となる行政文書が大量であるため、諾否決定期間を延長して対応せざるを得ない場合が多く、営利目的による請求に係る業務の量は増大しています。

イ 情報公開に係る業務に要する費用の負担に関しては、平成 11 年 3 月、第 8 期神奈川県公文書公開運営審議会において「本制度を利用しやすい制度としてなお一層推進していくうえでも、閲覧手数料は徴収すべきでない」*2との答申が出されております。しかし、当時の審議は、現在のように営利目的による請求が著しく増加する事態を踏まえて行われたものではありません。

また、大量請求への対応に関しては、平成 14 年 3 月神奈川県情報公開運営審議会中間報告書「例外的な大量請求に対する取扱い方策について」の中で、超大量請求等に対処するための対応策が示され、それに基づき「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」*3が制定されています。しかし、建築計画概要書の請求等の場合、同要綱が定める不適正な大量請求の要件には該当しないことから、公開を拒否するという対応は行っていません。

ウ 以上のことから、当審議会としては、営利目的による請求について、現状を踏まえた審議を行うべきであると判断しました。審議に当たっては、部会を設置し、営利目的と考えられる請求の中で、請求件数増加の原因となっている事例等の概要を把握するとともに、営利目的による請求への対応策について、検討を行いました。

* 1 行政文書公開請求の年度別件数（平成 15～19 年度）

年 度	15	16	17	18	19
請求件数	5,349	6,953	22,746	15,649	21,113

* 2 神奈川県公文書公開運営審議会答申「公文書公開制度の充実について」（平成 11 年 3 月）
IV 懸案事項 1 費用負担

本県では、制度発足以来 16 年間にわたり、写しの交付に要する費用のみを徴収し、閲覧手数料は徴収してこなかった。

しかし、受益者負担の観点などから相応の閲覧手数料を徴収すべきとの意見や、県民と県民でない者とで閲覧手数料に格差を設ける必要があるとの意見もあった。

これらの意見に対しては、「知る権利」や行政の説明責務という制度の趣旨に照らすと、手数料により請求が逡巡されてはならないという意見や、すでに請求権者に制限を設けてい

ない地方公共団体であっても閲覧手数料は徴収していないところが多く、これら地方公共団体との均衡や情報の広域化を考慮すると、県民と県民でない者に料金格差を設ける積極的理由に乏しいという意見があった。

審議会は、このような意見も踏まえ審議した結果、現在、手数料の徴収に踏み切る特段の理由はなく、また、本制度を利用しやすい制度としてなお一層推進していくうえでも、閲覧手数料は徴収すべきでない判断した。

なお、写しの交付に要する費用は引き続き徴収すべきであるが、その額については、実情を踏まえ、他の地方公共団体の状況も考慮して、できるだけ低廉な額になるよう努めることを要望する。

* 3 不適正な大量請求に対する取扱い要綱

1 趣 旨

この要綱は、業務の停滞を図る等請求に明白な害意が認められるような場合など、不適正な大量請求がなされた場合の取扱いについて定めることとする。

2 取扱い

(1) 害意ある大量請求

ア 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的としたり、特定の個人を誹謗、威圧し、又は攻撃することを目的とするなど、明らかな害意が認められる場合は、請求の取下げを要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、権利濫用として、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

(2) 請求対象文書が特定されない大量請求

ア 「〇〇課（所）の書類全部」というように、請求対象が特定されない大量請求の場合は、条例第9条第2項に基づき相当の期間を定めて、その補正を求める。

イ 請求者が補正に応じない場合は、当該請求は要件を欠く請求として、条例第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

(3) 超大量請求

ア 請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、すべての行政文書について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とするような場合は、請求書を受領する前に当該請求をしなければならない必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求など適切な請求にしてもらうよう要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、相当の部分を60日以内に諾否決定し、残りの部分は条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求として、条例第10条第1項に基づき公開を拒否するものとする。

この場合は、請求があった日から起算して、15日以内に別記様式により請求者に通知する。

ウ なお、「1年」の期間は一応の目安であり、残余部分が少しの場合など特段の事情があるときは、拒否することなく対応するものとする。

(2) 個別の請求事例の概要

条例は、行政文書の公開を請求する権利を行使できるもの（以下「請求権者」という。）の範囲を限定していないことから、従前から営利目的と考えられる請求の事例は数多くありました。その中から、請求件数増加の原因となっている事例等を数例取り上げ、概要の把握を行いました。

ア 建築計画概要書について

営利目的による請求の代表的な事例としては、特定の事業者が行っている、建築計画概要書の請求が挙げられます。請求者は、「特定期間の建築確認に係る建築計画概要書の2面、3面の写し」という内容の請求を、本県だけではなく、全国各地の地方公共団体に対して継続的に行っており、営利目的による請求で

あることが明らかな事例です。

本県の場合、建築確認に係る業務は、各土木事務所が行っています。請求者から建築計画概要書の請求を受けた各土木事務所では、文書の件数が多く（本県全体で平成 18 年度 6,581 件、平成 19 年度 4,398 件）写しの作成等に日時を要するため、条例第 10 条第 4 項に基づく期間延長を行って、請求に対応する状況が続いています。

なお、建築計画概要書の請求に関しては、請求を受けた地方公共団体が公開（写しの交付）を拒否したことから、請求者が当該拒否決定の取消しを求めて提起した裁判の例が多数あり、その中で、拒否決定を行った地方公共団体は「当該請求は営利事業の一環として大量に行われていることから、権利の濫用に当たる」等の主張をしています。しかし、これまでの判決*¹では、権利濫用は肯認されず、この理由で公開を拒否した地方公共団体の主張は退けられています。

イ 工事設計書について

工事設計書の請求件数は、平成 17 年度の 86 件に対し、平成 18 年度は 741 件、平成 19 年度は 1,089 件と大幅に増加しています。請求の内容としては、特定の工事に係る本工事費内訳書等の写しの交付を求めるもので、工事を担当する土木事務所等で諾否決定に係る業務を行っていますが、通常、期間延長は行わず全部公開となっています。

工事設計書の請求は、多数の者から請求が行われている事例であり、基本的には、今後の入札予定価格をより正確に推測するための、営利目的による請求であると考えられます。

ウ その他の事例について

営利目的と考えられる事例として他に挙げられるのが、食品営業許可台帳、法人設立届及び古物営業許可台帳の請求です。これらの請求の内容は、特定期間における新規の申請、届出、又は許可に関する情報（例えば、新規飲食店に係る営業所の名称及び所在地）等の公開を求めるものとなっています。

食品営業許可台帳は、従前から多数の者による請求が行われている事例ですが、法人設立届及び古物営業許可台帳の場合、特定の者だけが請求を行っています。

請求への対応方法は事例により様々であり、食品営業許可台帳及び法人設立届の場合は、請求者の利便性及び行政事務の効率化を考慮した結果、個別台帳の写しの交付に代えて、届出者等に係るデータを集約して記載した文書の写し

を交付しています。一方、古物営業許可台帳については、個別台帳の写しを交付しており、文書の件数が多い（平成 18 年度 1,321 件、平成 19 年度 1,653 件）ことから、期間延長を行って対応しています。

* 1 平成 19 年 8 月 31 日 高松高裁判決（抜粋）

4 本件情報公開請求の権利濫用性について

(1) 控訴人は、本件情報公開請求が被控訴人の営利事業の一環として行われるものであること、被控訴人の提供する不動産情報を有料で入手した営利業者等からの建築主等へのセールス活動が行われることにより、建築主のプライバシー侵害等が懸念されること、本件情報公開請求の対象文書は 1572 件にも及ぶもので、これに応じる地方自治体側のコストは膨大である上、今後も同種の請求の反復継続が見込まれることなどから、本件情報公開請求は権利濫用として許されない旨主張する。

(2) 控訴人の情報公開制度は、本件条例 1 条に定める目的（前記 1 (1)イ）の下に、原則として行政文書の公開請求に応じるべき義務を実施機関に課した上で、個人識別情報等の非公開情報を列挙するとともに、個人識別情報に該当する場合でも例外的に公開すべき場合を定めているところ、開示請求の対象とされた行政文書を非公開とすることができるかどうかについては、当該文書に記載された情報の内容に基づいて判断するという基本的な枠組みが採られており、その際に請求者と当該文書との関連性や請求者の利用目的について考慮することは予定されていないと解される。そうすると、控訴人が主張する被控訴人の本件情報公開請求の目的やこれに応じることによって生じ得る事態への懸念については、これをもって本件情報公開請求が権利濫用に当たることを肯認させるに足りるものとはいえないし、本件条例に基づく情報公開請求に係る控訴人の事務処理は正しく本件条例に基づく控訴人の本来的事務に属するものであるから、事務負担が大であることをもって本件情報公開請求の権利濫用性を基礎付けることはできないというべきであって、他に本件情報公開請求が権利濫用であることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件情報公開請求が権利濫用である旨の控訴人の主張は採用することができない。

(3) 対応策の検討

前記（2）のとおり、営利目的による請求が継続的に行われている現状を踏まえ、具体的な対応策の検討を行いました。

ア 情報公開条例改正による対応策について

(ア) 請求権者

条例第 4 条は、請求権者について『県内に住所を有する者、県内に勤務する者、県内に在学する者、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体その他行政文書の公開を必要とする理由を明示するものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる』と規定しています。また、同条中の「行政文書の公開を必要とする理由を明示するもの」については、明らかに公序良俗に反する理由である場合以外は請求を認めるものとして運用していることから、実質的には請求権者の範囲は限定していません。

仮に営利目的による請求が「公正で開かれた県政の実現を図り、もって県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進する」という条例の目的に合致しないとすれば、条例第 4 条を改正し、請求権者

の範囲を、営利を目的としない者に限定する方策が考えられます。

これに対しては「名義を変えて請求することも可能であり、請求の意図を事前に把握することは困難である」「公開後に営利目的であることが判明した場合でも、公開したことによる効果を覆すことはできない」「請求時は営利目的であったとしても、結果的に公益に資することがあるなど、営利・非営利を区分けすることは容易ではなく、請求権者の範囲を限定すれば、一般的な請求が萎縮し、知る権利が損なわれる可能性がある」といった意見がありました。

(イ) 他の法令等による公開との調整

条例第 14 条は『他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあっては、当該他の法令等が定める方法（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公開については、この章の規定は、適用しない』と規定しています。例えば、建築計画概要書の閲覧については、建築基準法が定める方法と同一の方法であるため条例第 2 章（行政文書の公開）の規定の適用がありませんが、写しの交付については、同章の規定が適用されています。

営利目的による請求への対応策としては、条例第 14 条の「同一の方法による」の文言を削除し、他の法令等の規定により閲覧の手続が定められている制度については、条例第 2 章の規定を適用しない（情報公開の手続による写しの交付を行わない）という方策があります。

これに対しては「この方策を採れば、例えば建築計画概要書については請求の対象ではなくなるが、他の制度も含めて、行政文書の公開に係る規定の適用から外れることは適当とはいえない」「『同一の方法による』という文言は、平成 12 年の条例改正で、情報公開の範囲をさらに拡大する方向で追加した経緯がある」といった意見がありました。

(ウ) 利用者の責務

条例第 22 条は『この条例の規定により公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない』と規定しています。

仮に営利目的による請求が条例の目的に合致しないとすれば、条例第 22

条を改正して「行政文書を営利目的で使用してはならない」旨の規定を設けるといった方策が考えられます。

これに対しては「公開された文書を営利目的で使用したことを、拒否事由とすることができるか疑問である」「名義を変えて請求することも想定され、実効性の問題が残る」「義務規定に違反した場合は過料に処するという方策もあるが、違反の把握は難しい」「そもそも、なぜ利用者は責務を負うのかという議論が必要、との見解もある」といった意見がありました。

(エ) 手数料の徴収

条例は、行政文書の写しの交付に要する費用については、請求者の負担とすることを定めていますが、手数料に係る規定は置いていません。

営利目的による請求への対応策として、条例に請求又は公開の実施に係る手数料に関する規定を新たに設けることとし、すべての請求者から一律に徴収する方法、請求者の属性によって金額を段階的に設定する方法、公益目的の請求については減免を行う方法等により手数料を徴収する方策が考えられます。

これに対しては「全国に先駆けて情報公開制度を導入した神奈川県において手数料の徴収を行うことにより、制度にマイナスのインパクトをもたらすかもしれない」「営利目的の請求のために、角を矯めて牛を殺す議論をしていいのか」「誰が請求しても事務量は同じであるから、手数料は本来個人・法人を問わず一律の額であるべき」「情報公開制度の根本のところからは、請求者の属性によって手数料の要件が変わるという結論は導き出せない」「公益目的か否かを確定することは難しい」という意見があった一方、「情報は本来有料という考え方もある」「公益目的か否かを事務的に確定することは困難という議論は以前からあるが、確定できなくても良いという発想で、公益目的と思われるものは減免すればよいのではないか」といった意見もありました。

イ 情報公開条例改正以外の対応策について

(ア) 情報提供

条例第 24 条は『実施機関は、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が容易に得られるようにするため、その保有する情報を積極的に提供するように努めなければならない』と規定しています。

また、平成 17 年 3 月神奈川県情報公開運営審議会答申「県民との情報共有

化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について」*¹に基づき定められた「公開決定情報の提供に関する事務処理要領」*²（以下「要領」という。）によれば、「定期又は複数回の公開請求を受け、公開したもの」「定例的に県に報告があり、公開請求時に公開決定したもの」及び「法令等に閲覧の規定はあるが、写しの交付の規定がないため、公開請求により写しの交付を行っているもの」（以下「公開決定情報」と総称する。）については、「情報提供用資料として整理し、県政情報センターに配架して、県民等が自由に閲覧できるようにするなど、迅速な情報提供を行う」こととされています。

前記（２）で挙げた事例の場合は、いずれも公開決定情報に該当すると考えられますが、情報提供は行っていません。したがって、営利目的による請求への対応策として、公開決定情報に該当する行政文書については、要領の定めに基づき情報提供することが考えられます。

これに対しては「定期又は複数回の請求を受け公開した行政文書であっても、積極的に情報提供を行うべきと思われない事例もある」「情報提供は可能な限り行うとしても、費用対効果は考えなければならない」「多くの事業者に役立つ情報で、一定の作業量で提供できるものは情報提供すべき」「情報提供すべき行政文書の選別基準としては、多くの事業者等から毎年のように請求がある、ということが考えられる」といった意見がありました。

（イ）他の法令等による公開への移行

前記ア（イ）のとおり、条例には他の法令等による公開との調整規定が設けられています。

営利目的による請求への対応策としては、他の法令等に閲覧の手続が定められているが、写しの交付の規定がないため、情報公開の手続により継続的に写しの交付を行っている制度について、当該他の法令等に写しの交付に係る規定を整備することにより、条例第２章の規定が適用されない制度へ移行することが考えられます。

例えば、建築基準法に係る県条例に建築計画概要書の写しの交付を行うことを定めた場合、当該写しの交付は情報公開の手続によらず行われることになります。

この場合、併せて手数料に係る規定を整備し、写しの交付等に係る手数料を徴収することも可能です。

これに対しては「他の法令等による公開への移行という方策は一つのあり

得る手段ではないか」といった意見がありました。

(ウ) 著作権法との関係

第三者の著作物が含まれる行政文書を公開する場合、当該行政文書の著作者の権利との関係を調整する必要があります。この点について著作権法第 42 条の 2^{*3}は「地方公共団体の機関は、情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第 14 条第 1 項^{*4}（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる」旨を規定しています。

したがって、情報公開の手續に基づき諾否決定を行い、閲覧又は写しの交付等の方法により行政文書を公開する場合には、著作者の権利は制限されることとなりますが、情報提供及び他の法令等による公開を行うことが「情報公開条例で定める方法により開示するために必要と認められる限度」に含まれるか否かという点は明示をしていません。このため、情報提供及び他の法令等による公開と、著作権法上の権利との関係について考え方を整理する必要があります。

この点に関しては「情報提供については、著作権法第 42 条の 2 に該当すると考えられる」「他の法令等による公開については、情報公開条例で定める方法により開示するために必要と認められる限度に該当するといえるか疑問である」「他の法令等による公開についても、情報公開条例で定める方法により開示するものと解釈できるのではないか」といった意見がありました。

* 1 神奈川県情報公開運営審議会答申「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実について」(平成 17 年 3 月) 3 情報提供の充実について

情報提供の充実については、基本的な考え方を次に示しましたので、これに基づき、今後、県において具体的な取組みが行われることを望みます。

(1) 情報提供のあり方

ア 条例に基づく情報公開と情報提供とは、県が説明責任を果たしていく上での、いわば車の両輪として位置づけられるものです。

イ 県民参加により県の施策を決定し、実施していくためには、県からの積極的な情報発信と、県民意見の行政への反映という広報広聴が一体となった取組みが必要であることは言うまでもありません。

ウ また、情報公開制度は、請求がなければ公開されないという制度的な限界がありますので、情報提供を中心に説明責任を果たしていくことが一層望まれます。

(2) 情報提供を充実するための仕組み

ア 県民ニーズ調査（平成 16 年 8 月実施）によると、現在の県の情報提供について、満足していないと回答した者の理由として、どこでどのような情報が提供されているか分からないという理由が約 6 割を占めています。

そこで、県としては、現在、県が情報提供を行っている情報を整理した上で、情報提供を義務づける情報や、情報提供に努める情報などに区分し、県民に分かりやすく示す必要があると考えます。

イ また、情報の提供方法、時期等を定めた要綱等を制定することや、県民ニーズをしっかりと受け止めて、県の情報提供のあり方に反映していくための仕組みについて検討することが必要と考えます。

ウ このような検討と併せて、県民に県政をもっと良く理解してもらうためには、県における情報提供のあり方について、県内部で幅広い観点から十分に検討できる仕組みを考える必要があると思います。

(3) 情報提供の対象とすべき情報

ア これまで条例に基づく公開請求において、複数回公開請求があり公開した情報や、定例的に県に報告があるものの中で公開決定された情報などについては、情報提供を行っていくべきと考えます。

検討すべきと考えられる例を、次に示します。

(ア) 定期又は複数回の公開請求を受け、公開した情報

・ 店舗・事業所等の名称・所在地・経営者等

(イ) 定例的に県に報告があり、公開請求時に公開決定（一部公開を含む。）した情報

・ 民法又は特別法上の公益法人の決算書類等

(ウ) 写しの交付の規定がないため、公開請求により写しの交付を行っている情報

・ 法令等に閲覧の定めのある申請書、報告書等

イ 2の(3)でも述べましたが、県の持っている「審議・検討・協議情報」や、「事務・事業情報」などについても、公開が可能と判断されたものについては、県として進んで説明責任を果たすために、公開請求を待つことなく、情報提供を行っていくことが適当と考えます。

(4) 審議会等の会議の公開

県における審議会、懇話会などの会議の公開についても、上記の情報提供の充実についての考え方を反映すべきと考えます。県における会議は、県政に関する重要な課題について論議がされることが多く、その会議の公開は、県民に対する説明責任を果たすこととなります。今一度、会議公開の原則に立って、会議を非公開とする事由の厳格な運用を図るべきです。

* 2 公開決定情報の提供に関する事務処理要領（抜粋）

第1条 この要領は、県民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、次の各号に掲げる行政文書（以下「公開決定情報」という。）について、情報提供用資料として整理し、県政情報センターに配架して、県民等が自由に閲覧できるようにするなど、迅速な情報提供を行うため、（略）その事務処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(1) 定期又は複数回の公開請求を受け、公開したもの

(2) 定例的に県に報告があり、公開請求時に公開決定したもの

(3) 法令等に閲覧の規定はあるが、写しの交付の規定がないため、公開請求により写しの交付を行っているもの

* 3 著作権法第42条の2

行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第14条第1項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第15条第1項に規定する方法（同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第14条第1項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第14条第1項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

* 4 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第1項

行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(4) 対応策についての基本的な考え方

前記(3)における検討を踏まえた、営利目的による請求への対応策についての基本的な考え方は、次のとおりです。

ア 情報公開条例改正による対応策について

(ア) 請求権者

条例第4条を改正し、請求権者の範囲を、営利を目的としない者に限定するという方策については、県民の知る権利の尊重という観点から、請求権者の範囲を限定する方向の制度改正は望ましくないこと、また、請求理由や利用目的等を事前に把握することは実務上困難であることから、適当な方策とはいえないと考えます。

(イ) 他の法令等による公開との調整

条例第14条の「同一の方法による」の文言を削除し、条例第2章の規定を、他の法令等の規定により閲覧及び縦覧の手続が定められている制度に適用しないという方策に関しては、最大限の公開を実現するという観点から、行政文書の公開の方法を限定する方向の制度改正は、望ましい方策ではないと考えます。

(ウ) 利用者の責務

条例第22条を改正し、公開された行政文書を営利目的で使用してはならない等の規定を設けることについては、県民の知る権利の尊重という観点から、公開された行政文書の用途を限定する方向の制度改正は望ましくないこと、また、当該規定を設けた場合の実効性に課題が残ることから、積極的に採るべき方策とはいえないと考えます。

(エ) 手数料の徴収

条例に手数料に係る規定を新たに設けるという方策に関しては、当審議会の検討の中でも様々な意見がありましたが、情報公開制度を利用しやすい制度として推進するためには、請求者から手数料を一律に徴収することは適切な方法とはいえないこと、また、公益目的の請求について減免を行うといった方法についても、事務的に困難な面があることから、営利目的による請求の現状を踏まえたとしても、条例に手数料に係る規定を設けることは、積極的に採るべき方策ではないと考えます。

イ 情報公開条例改正以外の対応策について

(ア) 情報提供

多くの請求者から継続して請求がある事例については、県民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点を踏まえて、積極的に情報提供に努めるべきと考えます。

ただし、公開決定情報に該当する行政文書であっても、費用対効果の面などから情報提供を行うことが困難なものについては、引き続き、請求に基づき公開するという対応でやむを得ないものと考えます。

(イ) 他の法令等による公開への移行

建築計画概要書の場合は、建築基準法により閲覧の手続が定められていますが、写しの交付の規定がないため、情報公開の手続によって写しの交付を行っています。このような制度において、写しの交付を求める件数が多いことやそれに伴う業務の負担増の問題は、当該制度において解決を図るべき問題として捉えられます。

したがって、他の法令等に写しの交付の規定がないため、情報公開の手続により継続的に写しの交付を行っている事例については、当該他の法令等に写しの交付の規定を設けることにより、条例第2章の規定を適用しないこととすること、併せて、当該写しの交付に係る手数料を徴収することについて、検討を行うべきであると考えます。

(ウ) 著作権法との関係

建築計画概要書の請求に係る行政文書には、著作物と考えられる図面が含まれています。しかし、当該行政文書の場合は、既に定期的に複数回の請求を受けており、非公開情報に該当しないものとして全部公開しています。

このように定期又は複数回の請求を受け、諾否決定を行った実績のある事例と同種の行政文書について、情報提供を行うこと又は他の法令等による公開を行うことは、いずれも条例の規定を根拠に公開を行うものであって、著作権法の規定の趣旨を逸脱しないものと考えます。

ただし、例えば県のホームページに掲載して情報提供を行う場合など、公開する行政文書の内容及び公開方法によっては、事前に著作者の権利に配慮した対応を行う必要があります。

(5) 対応方針

以上のことから、営利目的による情報公開請求については、次のような対応をすることが適当と考えます。

ア 営利目的による請求に係る行政文書のうち、多数の請求者から継続して請求が行われ公開されている事例については、「公開決定情報の提供に関する事務処理要領」等に基づき、改めて情報提供に努めること。

イ 建築計画概要書のように、他の法令等に写しの交付の規定がないため、情報公開の手続きにより、継続的に写しの交付を行っている制度については、当該他の法令等の手続きにより写しの交付を行う制度へ移行することを、写しの交付に係る手数料を徴収することを含めて検討すること。

(6) まとめ

当審議会としては、具体的な事例の現状を踏まえ、情報公開条例の改正を含めて対応策を検討した結果、情報公開条例改正による対応は適当ではないとの結論に達した一方、情報公開条例の改正以外の具体的な対応策を提示しました。

今後、新たな営利目的による請求の事例が発生することも予想されますが、実施機関におかれては、営利目的による請求に対し、本報告における対応方針を基本として、各事例に応じた適切な方策を講じていくことが望まれます。

第 13 期神奈川県情報公開運営審議会 審議経過

審議会・部会の別	開催日等	審議内容等
第 77 回情報公開運営審議会	平成 19 年 8 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長の選出 ・ 第 13 期運営審議会の運営について ・ 第 12 期運営審議会報告書等について ・ 第 13 期運営審議会（平成 19 年度）の審議事項について ・ 平成 18 年度情報公開制度の運用状況について
第 78 回情報公開運営審議会	平成 19 年 12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開手続等の電子化について
第 79 回情報公開運営審議会	平成 20 年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開手続等の電子化について
	平成 20 年 3 月 26 日	○情報公開手続等の電子化について（報告）
第 80 回情報公開運営審議会	平成 20 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副会長の選出 ・ 第 13 期運営審議会（平成 20 年度）の審議事項について ・ 平成 19 年度情報公開制度の運用状況について
第 1 回部会	平成 20 年 9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利目的による情報公開請求について
第 2 回部会	平成 20 年 11 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利目的による情報公開請求について
第 3 回部会	平成 21 年 1 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利目的による情報公開請求について
第 81 回情報公開運営審議会	平成 21 年 2 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 13 期運営審議会報告書（案）について ・ インターネットによる情報公開請求手続の運用状況について
	平成 21 年 2 月 26 日	○第 13 期神奈川県情報公開運営審議会の審議状況について（報告）